

「農業協同組合の活動に関する独占禁止法上の指針」新旧対照表

(下線部分は改定部分)

○農業協同組合の活動に関する独占禁止法上の指針（平成19年4月18日公正取引委員会）

成 案	現 行
<p>第一部 指針の趣旨と構成</p> <p>1 指針の趣旨</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 農業協同組合については、組合員に対して農業協同組合の事業の利用（いわゆる系統利用）を強制したり、農業協同組合と競争関係にある商系事業者と組合員が直接取引すること（いわゆる商系取引）を妨げるといった問題行為に関して、公正取引委員会が法的措置や警告を行ったものが平成元年以降で <u>14 件あったところである（平成 30 年 3 月 31 日現在）</u>。</p> <p>(3) (略)</p> <p>(4) (略)</p> <p>2 指針の性格及び構成</p> <p>(1) 指針の性格</p> <p>本指針は、連合会及び単位農協のどのような行為が不公正な取引方法に該当し、独占禁止法上問題となるかについて、具体的な事例を挙げながら明らかにすることによって、連合会及び単位農協による独占禁止法違反行為の防止を図るとともに、農業分野における公正かつ自由な競争の促進に役立てようとするものである。</p>	<p>第一部 指針の趣旨と構成</p> <p>1 指針の趣旨</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 農業協同組合については、組合員に対して農業協同組合の事業の利用（いわゆる系統利用）を強制したり、農業協同組合と競争関係にある商系事業者と組合員が直接取引すること（いわゆる商系取引）を妨げるといった問題行為に関して、公正取引委員会が法的措置や警告を行ったものが平成元年以降で <u>13 件あったところである（平成 29 年 3 月 31 日現在）</u>。</p> <p>(3) (略)</p> <p>(4) (略)</p> <p>2 指針の性格及び構成</p> <p>(1) 指針の性格</p> <p>本指針は、連合会及び単位農協のどのような行為が不公正な取引方法に該当し、独占禁止法上問題となるかについて、具体的な事例を挙げながら明らかにすることによって、連合会及び単位農協による独占禁止法違反行為の防止を図るとともに、農業分野における公正かつ自由な競争の促進に役立てようとするものである。</p>

成 案	現 行
<p>本指針では、過去に独占禁止法上問題となった事例のほか、関係者からのヒアリング調査の結果等も踏まえ、実際に行われる可能性が高いと考えられる行為その他独占禁止法上の考え方を明確にする必要があると考えられる行為を取り上げている。したがって、本指針に列挙されている行為は、独占禁止法上の問題が生じると考えられる主要なものを例示的に挙げたものであって、問題となる行為は本指針記載の行為に限定されるものではない。</p> <p>本指針において、「不公正な取引方法に該当し違法となるおそれがある」とされている行為については、当該行為自体で直ちに独占禁止法上違法と判断されるものではなく、個々のケースに応じて、当該行為を行う連合会又は単位農協の市場における地位等から、商系事業者等の競争事業者（以下「競争事業者」という。）を排除することとならないかどうかなど、市場の競争に与える影響から違法となるか否かが判断される。また、連合会又は単位農協が、購買事業、販売事業等の対象である生産資材や農畜産物の安全性の確保、品質の維持等のために合理的な理由が認められる必要最小限の制限を、関係する<u>全て</u>の組合員に対して同等に課す場合には、それ自体は独占禁止法上問題となるものではない。</p> <p>本指針では、連合会及び単位農協による共同事業に関する固有の問題行為を中心に取り上げている。このため、単位農協によっては、例えば、ガソリンスタンドやスーパーマーケットのように、組合員に対して一般の事業者と同様の事業活動を行っている場合もあるが、本指針においては、このような活動における問題行為については、特段の記載は行っていない。</p> <p>連合会及び単位農協の具体的な活動が独占禁止法に抵触するおそれがあるか否かについては、個々の事案ごとに判断を要する場合も多いと考えられるが、このような場合には、当委員会に設けられている相談窓</p>	<p>本指針では、過去に独占禁止法上問題となった事例のほか、関係者からのヒアリング調査の結果等も踏まえ、実際に行われる可能性が高いと考えられる行為その他独占禁止法上の考え方を明確にする必要があると考えられる行為を取り上げている。したがって、本指針に列挙されている行為は、独占禁止法上の問題が生じると考えられる主要なものを例示的に挙げたものであって、問題となる行為は本指針記載の行為に限定されるものではない。</p> <p>本指針において、「不公正な取引方法に該当し違法となるおそれがある」とされている行為については、当該行為自体で直ちに独占禁止法上違法と判断されるものではなく、個々のケースに応じて、当該行為を行う連合会又は単位農協の市場における地位等から、商系事業者等の競争事業者（以下「競争事業者」という。）を排除することとならないかどうかなど、市場の競争に与える影響から違法となるか否かが判断される。また、連合会又は単位農協が、購買事業、販売事業等の対象である生産資材や農畜産物の安全性の確保、品質の維持等のために合理的な理由が認められる必要最小限の制限を、関係する<u>すべて</u>の組合員に対して同等に課す場合には、それ自体は独占禁止法上問題となるものではない。</p> <p>本指針では、連合会及び単位農協による共同事業に関する固有の問題行為を中心に取り上げている。このため、単位農協によっては、例えば、ガソリンスタンドやスーパーマーケットのように、組合員に対して一般の事業者と同様の事業活動を行っている場合もあるが、本指針においては、このような活動における問題行為については、特段の記載は行っていない。</p> <p>連合会及び単位農協の具体的な活動が独占禁止法に抵触するおそれがあるか否かについては、個々の事案ごとに判断を要する場合も多いと</p>

成 案	現 行
<p>口において個別の相談に応じることとしている。</p> <p>(2) 本指針の第二部の構成</p> <p>公正取引委員会が連合会及び単位農協に対して審決等の法的措置を採った事例や、違反の疑いがあるとして警告を行った事例のほとんどは、不公正な取引方法に関するものである。このため、農業協同組合に係る不公正な取引方法について、</p> <p>第1 独占禁止法と農業協同組合 第2 単位農協による組合員に対する問題行為 第3 連合会による単位農協に対する問題行為 第4 連合会又は単位農協による仕入先に対する問題行為 第5 連合会又は単位農協による販売先に対する問題行為</p> <p>の5部に分けて説明している。</p> <p>第1において、独占禁止法の目的、独占禁止法の規制対象、独占禁止法の禁止行為と協同組合に対する適用除外制度及び不公正な取引方法の概要について説明している。</p> <p>第2において、単位農協による組合員に対する問題行為、第3において、連合会による単位農協に対する問題行為、第4において、連合会又は単位農協による仕入先に対する問題行為、第5において、連合会又は単位農協による販売先に対する問題行為を記載している。</p> <p>また、具体的事例については、過去に独占禁止法上問題となった事例のほか、関係者からのヒアリング調査の結果等から実際に行われる可能性が高いと考えられる事例を踏まえて、問題行為についての理解を助けるために例示したものである。このため、問題行為を網羅的に示したのではない。</p>	<p>考えられるが、このような場合には、当委員会に設けられている相談窓口において個別の相談に応じることとしている。</p> <p>(2) 本指針の第二部の構成</p> <p>公正取引委員会が連合会及び単位農協に対して審決等の法的措置を採った事例や、違反の疑いがあるとして警告を行った事例のほとんどは、不公正な取引方法に関するものである。このため、農業協同組合に係る不公正な取引方法について、</p> <p>第1 独占禁止法と農業協同組合 第2 単位農協による組合員に対する問題行為 第3 連合会による単位農協に対する問題行為 第4 連合会又は単位農協による仕入先に対する問題行為 第5 連合会又は単位農協による販売先に対する問題行為</p> <p>の5部に分けて説明している。</p> <p>第1において、独占禁止法の目的、独占禁止法の規制対象、独占禁止法の禁止行為と協同組合に対する適用除外制度及び不公正な取引方法の概要について説明している。</p> <p>第2において、単位農協による組合員に対する問題行為について、<u>購買事業に関するものと販売事業に関するものに分けて記載している。</u></p> <p>第3において、連合会による単位農協に対する問題行為、第4において、連合会又は単位農協による仕入先に対する問題行為、第5において、連合会又は単位農協による販売先に対する問題行為を記載している。</p> <p>また、具体的事例については、過去に独占禁止法上問題となった事例のほか、関係者からのヒアリング調査の結果等から実際に行われる可能性が高いと考えられる事例を踏まえて、問題行為についての理解を助けるために例示したものである。このため、問題行為を網羅的に示したも</p>

成 案	現 行
<p>第二部 農業協同組合に係る不公正な取引方法について</p> <p>第1 独占禁止法と農業協同組合</p> <p>1 独占禁止法の目的 (略)</p> <p>2 独占禁止法の規制対象 (略)</p> <p>3 独占禁止法の禁止行為と協同組合に対する適用除外制度 (略)</p> <p>4 不公正な取引方法</p> <p>「不公正な取引方法」とは、独占禁止法第2条第9項各号のいずれかに該当する行為であり、独占禁止法第19条で禁止されている。このうち、第6号に該当する行為は公正取引委員会が指定することとされており、<u>全</u>ての業種に適用されるものとして、一般指定により、15の行為類型が指定されている。</p> <p>独占禁止法第2条第9項各号の規定に該当する行為（不公正な取引方法）が行われた場合、公正取引委員会が当該行為の差止め等の措置を命ずる（第19条、第20条）ほか、当該行為によってその利益を侵害され、又は侵害されるおそれがある者から差止めを請求されたり（第24条）、当該行為の被害者から損害賠償を請求される可能性もある（第25条、民法第709条）。</p> <p>また、独占禁止法第2条第9項のうち第1号から第5号までの規定に該当する行為については、一定の条件を満たした場合、公正取引委員会は課</p>	<p>のではない。</p> <p>第二部 農業協同組合に係る不公正な取引方法について</p> <p>第1 独占禁止法と農業協同組合</p> <p>1 独占禁止法の目的 (略)</p> <p>2 独占禁止法の規制対象 (略)</p> <p>3 独占禁止法の禁止行為と協同組合に対する適用除外制度 (略)</p> <p>4 不公正な取引方法</p> <p>「不公正な取引方法」とは、独占禁止法第2条第9項各号のいずれかに該当する行為であり、独占禁止法第19条で禁止されている。このうち、第6号に該当する行為は公正取引委員会が指定することとされており、<u>す</u>べての業種に適用されるものとして、一般指定により、15の行為類型が指定されている。</p> <p>独占禁止法第2条第9項各号の規定に該当する行為（不公正な取引方法）が行われた場合、公正取引委員会が当該行為の差止め等の措置を命ずる（第19条、第20条）ほか、当該行為によってその利益を侵害され、又は侵害されるおそれがある者から差止めを請求されたり（第24条）、当該行為の被害者から損害賠償を請求される可能性もある（第25条、民法第709条）。</p> <p>また、独占禁止法第2条第9項のうち第1号から第5号までの規定に該当する行為については、一定の条件を満たした場合、公正取引委員会は課</p>

成 案	現 行
<p>徴金の納付を命じなければならない（第 19 条，第 20 条の 2 から第 20 条の 6 まで）。</p> <p>なお，不公正な取引方法のうち，本指針に関連する主なもの及びその概要は，以下のとおりである。</p> <p>① 取引拒絶（一般指定第 2 項）</p> <p>不当に事業者が単独で特定の事業者との取引を拒絶したり，第三者に特定の事業者との取引を拒絶させる行為</p> <p>② 取引条件等の差別取扱い（一般指定第 4 項）</p> <p>不当に，ある事業者に対し取引の条件又は実施について有利又は不利な取扱いをする行為</p> <p>③ 事業者団体における差別的取扱い等（一般指定第 5 項）</p> <p>事業者団体若しくは共同行為からある事業者を不当に排斥し，又は事業者団体の内部若しくは共同行為においてある事業者を不当に差別的に取り扱い，その事業者の事業活動を困難にさせる行為</p> <p>④ 不当廉売（独占禁止法第 2 条第 9 項第 3 号及び一般指定第 6 項）</p> <p>商品を不当に低い価格，例えば実質的な仕入価格を下回る価格で，継続して販売し，他の事業者の事業活動を困難にさせるおそれのある行為</p> <p>⑤ 抱き合わせ販売等（一般指定第 10 項）</p> <p>商品やサービスを販売する際に，不当に他の商品やサービスを一緒に購入させる行為，その他不当に取引を強制する行為</p> <p>⑥ 排他条件付取引（一般指定第 11 項）</p> <p>自己が供給する商品のみを取り扱い，競合関係にある商品を取り扱わないことを条件として取引を行うことなどにより，不当に競争相手の取引の機会や流通経路を奪ったり，新規参入を妨げたりするおそれのある行為</p> <p>⑦ 再販売価格の拘束（独占禁止法第 2 条第 9 項第 4 号）</p>	<p>徴金の納付を命じなければならない（第 19 条，第 20 条の 2 から第 20 条の 6 まで）。</p> <p>なお，不公正な取引方法のうち，本指針に関連する主なもの及びその概要は，以下のとおりである。</p> <p>① 取引拒絶（一般指定第 2 項）</p> <p>不当に事業者が単独で特定の事業者との取引を拒絶したり，第三者に特定の事業者との取引を拒絶させる行為</p> <p>〔新設〕</p> <p>② 事業者団体における差別的取扱い等（一般指定第 5 項）</p> <p>事業者団体若しくは共同行為からある事業者を不当に排斥し，又は事業者団体の内部若しくは共同行為においてある事業者を不当に差別的に取り扱い，その事業者の事業活動を困難にさせる行為</p> <p>③ 不当廉売（独占禁止法第 2 条第 9 項第 3 号及び一般指定第 6 項）</p> <p>商品を不当に低い価格，例えば実質的な仕入価格を下回る価格で，継続して販売し，他の事業者の事業活動を困難にさせるおそれのある行為</p> <p>④ 抱き合わせ販売等（一般指定第 10 項）</p> <p>商品やサービスを販売する際に，不当に他の商品やサービスを一緒に購入させる行為，その他不当に取引を強制する行為</p> <p>⑤ 排他条件付取引（一般指定第 11 項）</p> <p>自己が供給する商品のみを取り扱い，競合関係にある商品を取り扱わないことを条件として取引を行うことなどにより，不当に競争相手の取引の機会や流通経路を奪ったり，新規参入を妨げたりするおそれのある行為</p> <p>⑥ 再販売価格の拘束（独占禁止法第 2 条第 9 項第 4 号）</p>

成 案	現 行
<p>小売業者等に自社商品の販売価格を指示する行為</p> <p>⑧ 拘束条件付取引（一般指定第 12 項） 取引相手の事業活動を不当に拘束するような条件を付けて取引する行為</p> <p>⑨ 優越的地位の濫用（独占禁止法第 2 条第 9 項第 5 号） 取引上優越的地位にある事業者が、その地位を利用して取引先に対し正常な商慣習に照らして不当に不利益を与える行為。例えば押し付け販売など。</p>	<p>小売業者等に自社商品の販売価格を指示する行為</p> <p>⑦ 拘束条件付取引（一般指定第 12 項） 取引相手の事業活動を不当に拘束するような条件を付けて取引する行為</p> <p>⑧ 優越的地位の濫用（独占禁止法第 2 条第 9 項第 5 号） 取引上優越的地位にある事業者が、その地位を利用して取引先に対し正常な商慣習に照らして不当に不利益を与える行為。例えば押し付け販売など。</p>
<p>第 2 単位農協による組合員に対する問題行為</p> <p>1 購買事業に関する問題行為</p> <p>単位農協は、購買事業において、農薬、肥料、飼料、農業機械等の様々な種類の生産資材を取り扱っているが、<u>全ての</u>生産資材について商系事業者等との間で競争関係にある。このような状況の中で、単位農協が、サービスの向上、例えば、品ぞろえの充実、割安な商品等の提供や、購買事業に関する情報提供、その利用の呼びかけ等を通じて、組合員による購買事業の利用促進を図ることは、独占禁止法上問題となるものではない。しかしながら、例えば、以下のような行為は、独占禁止法上問題となる。</p> <p>(1) 購買事業の利用に当たって単位農協の競争事業者との取引を制限する行為 (略)</p> <p>(2) 共同利用施設の利用に当たって購買事業の利用を強制する行為 (略)</p>	<p>第 2 単位農協による組合員に対する問題行為</p> <p>1 購買事業に関する問題行為</p> <p>単位農協は、購買事業において、農薬、肥料、飼料、農業機械等の様々な種類の生産資材を取り扱っているが、<u>すべての</u>生産資材について商系事業者等との間で競争関係にある。このような状況の中で、単位農協が、サービスの向上、例えば、品ぞろえの充実、割安な商品等の提供や、購買事業に関する情報提供、その利用の呼びかけ等を通じて、組合員による購買事業の利用促進を図ることは、独占禁止法上問題となるものではない。しかしながら、例えば、以下のような行為は、独占禁止法上問題となる。</p> <p>(1) 購買事業の利用に当たって単位農協の競争事業者との取引を制限する行為 (略)</p> <p>(2) 共同利用施設の利用に当たって購買事業の利用を強制する行為 (略)</p>

成 案	現 行
<p>(3) 信用事業の利用に当たって購買事業の利用を強制する行為 (略)</p> <p>(4) 販売事業の利用に当たって購買事業の利用を強制する行為 (略)</p> <p>2 販売事業に関する問題行為</p> <p>単位農協が販売事業で取り扱っている農畜産物における流通チャンネルが多様化し、単位農協と商系事業者等との間で競争関係にある。このような状況の中で、単位農協が、サービスの向上、例えば、販売ルートの開拓、共同販売による販売力の確保等や、販売事業に関する情報提供、その利用の呼びかけ等を通じて、組合員による販売事業の利用促進を図ることは、独占禁止法上問題となるものではない。しかしながら、例えば、以下のような行為は、独占禁止法上問題となる。</p> <p>(1) 販売事業の利用に当たって単位農協の競争事業者との取引を制限する行為 (略)</p> <p>(2) 共同利用施設の利用に当たって販売事業の利用を強制する行為 (略)</p> <p>(3) 信用事業の利用に当たって販売事業の利用を強制する行為 (略)</p>	<p>(3) 信用事業の利用に当たって購買事業の利用を強制する行為 (略)</p> <p>(4) 販売事業の利用に当たって購買事業の利用を強制する行為 (略)</p> <p>2 販売事業に関する問題行為</p> <p>単位農協が販売事業で取り扱っている農畜産物における流通チャンネルが多様化し、単位農協と商系事業者等との間で競争関係にある。このような状況の中で、単位農協が、サービスの向上、例えば、販売ルートの開拓、共同販売による販売力の確保等や、販売事業に関する情報提供、その利用の呼びかけ等を通じて、組合員による販売事業の利用促進を図ることは、独占禁止法上問題となるものではない。しかしながら、例えば、以下のような行為は、独占禁止法上問題となる。</p> <p>(1) 販売事業の利用に当たって単位農協の競争事業者との取引を制限する行為 (略)</p> <p>(2) 共同利用施設の利用に当たって販売事業の利用を強制する行為 (略)</p> <p>(3) 信用事業の利用に当たって販売事業の利用を強制する行為 (略)</p>

成 案	現 行
<p>(4) <u>販売事業の利用に当たって特定の組合員を差別的に取り扱う行為</u> <u>単位農協が、当該単位農協以外に出荷した組合員に対して、販売事業の利用に係る条件又は実施について、他の組合員よりも不利な取扱いをする場合には、組合員の自由かつ自主的な取引が阻害されるとともに、競争事業者が組合員と取引をする機会が減少することとなる。例えば、以下のような行為は、不公正な取引方法に該当し違法となるおそれがある（一般指定第4項（取引条件等の差別取扱い））。</u></p> <p>① <u>単位農協が、当該単位農協以外に出荷した組合員に対して、販売事業の利用に係る条件又は実施について、他の組合員よりも不利な取扱いをする行為</u> <u>（具体的事例）</u></p> <p>ア <u>単位農協が、組合員から青果物の販売を受託する取引に関し、特定の組合員に対して、当該単位農協以外に出荷したことを理由に、特定銘柄の青果物に係る販売事業を利用させないこと</u></p> <p>3 <u>組合員に対する優越的地位の濫用</u> <u>単位農協が、取引上の地位が相手方に優越していることを利用して、正常な商慣習に照らして不当に、自己と継続的な取引関係にある組合員に対して、自己のために金銭・役務等の経済上の利益を提供させること、自己若しくは自己の指定する事業者の販売する商品若しくは役務を購入させること、又は、その他自己と取引関係にある組合員に不利益となるように取引を実施すること等は、当該組合員の自由かつ自主的な判断による取引を阻害するとともに、当該組合員はその競争事業者との関係において競争上不利となる一方で、当該単位農協はその競争事業者との関係において競争上有利となるおそれがあるものである。例えば、以下のような行為は、不公正な取引方法に該当し違法となるおそれがある</u></p>	<p>〔新設〕</p>

成 案	現 行
<p><u>(注10) (独占禁止法第2条第9項第5号 (優越的地位の濫用))。</u></p> <p><u>(注10) 優越的地位の濫用として問題となるかどうかは、取引当事者間に取引上の地位の優劣があるか否か、取引上優越した地位にある事業者が当該地位を利用して正常な商慣習に照らして不当に不利益を与えているか否かを踏まえて個別具体的に判断される。</u></p> <p>① <u>単位農協が組合員に対して、取引上の地位が相手方に優越していることを利用して、当該組合員に不利益となるように取引を実施する行為</u> <u>(具体的事例)</u></p> <p>ア <u>自己の組合員が自らに対して出荷した農畜産物の数量に応じて所定の販売手数料を徴収していた単位農協が、組合員が出荷する全ての農畜産物の出荷量、販売高等に応じた賦課金(注11)を新たに徴収するとともに、当該賦課金の徴収に相当する額を販売手数料から減額することにより、当該単位農協に農畜産物を出荷する組合員の負担は従前と変わらないのに対し、当該単位農協以外へ出荷する組合員に対しては、当該単位農協以外への出荷の規模に見合った金銭の支払を義務付けること</u></p> <p><u>(注11) 一般的に、単位農協が農業協同組合法に基づき自らの定款の定めにより組合員に対して経費を賦課することは、独占禁止法上問題となるものではない。しかしながら、その賦課の方法や内容、賦課が競争に及ぼす影響等によっては、独占禁止法上問題となる場合がある。</u></p> <p>第3 連合会による単位農協に対する問題行為</p> <p>1 単位農協は、購買事業の対象としている生産資材の多くを連合会から購入している。連合会は、これら単位農協の購入分を取りまとめて、製</p>	<p>第3 連合会による単位農協に対する問題行為</p> <p>1 単位農協は、購買事業の対象としている生産資材の多くを連合会から購入している。連合会は、これら単位農協の購入分を取りまとめて、製</p>

成 案	現 行
<p>造業者から必要な生産資材を購入し、単位農協から手数料を得ている <u>(注 12)</u>。単位農協は、価格の引下げを図るべく競争事業者からも仕入れを行っているが、連合会の活動にとって、単位農協による連合会の購買事業の利用率を維持することが重要であるといわれている。</p> <p>このような状況において、連合会が、農畜産物の生産に必要な生産資材の一部について購買事業を通じて購入しようとしている単位農協に対して、他の生産資材も併せて購買事業を通じて購入することを強制する等何らかの方法により、連合会の購買事業を利用せずに購入したいと単位農協が考えている生産資材を含めて購買事業の利用を事実上余儀なくさせる場合には、単位農協の自由かつ自主的な取引が阻害されるとともに、競争事業者が単位農協と取引をする機会が減少することとなる。例えば、以下のような行為は、不公正な取引方法に該当し違法となるおそれがある（一般指定第 10 項（抱き合わせ販売等）、第 11 項（排他条件付取引）又は第 12 項（拘束条件付取引））。</p> <p><u>(注 12)</u> 連合会が単位農協に対して、単位農協が当該生産資材を組合員に販売する価格を指示し、この価格で販売するようにさせている場合には、不公正な取引方法に該当し原則として違法となる（独占禁止法第 2 条第 9 項第 4 号（再販売価格の拘束））。</p> <p>なお、連合会が設定する希望小売価格や建値は、単位農協に対し単なる参考として示されているものである限りは、それ自体は問題となるものではない。しかし、参考価格として単に通知するだけにとどまらず、その価格を守らせるなど、連合会が単位農協の販売価格を拘束する場合には、原則として違法となる（流通・取引慣行に関する独占禁止法上の指針 第 1 部第一 1(2)）。</p> <p>① 連合会が単位農協に対して、単位農協が一部の生産資材を連合会から購入する際に、単位農協が連合会の購買事業を利用せずに購入した</p>	<p>造業者から必要な生産資材を購入し、単位農協から手数料を得ている <u>(注 10)</u>。単位農協は、価格の引き下げを図るべく競争事業者からも仕入れを行っているが、連合会の活動にとって、単位農協による連合会の購買事業の利用率を維持することが重要であるといわれている。</p> <p>このような状況において、連合会が、農畜産物の生産に必要な生産資材の一部について購買事業を通じて購入しようとしている単位農協に対して、他の生産資材も併せて購買事業を通じて購入することを強制する等何らかの方法により、連合会の購買事業を利用せずに購入したいと単位農協が考えている生産資材を含めて購買事業の利用を事実上余儀なくさせる場合には、単位農協の自由かつ自主的な取引が阻害されるとともに、競争事業者が単位農協と取引をする機会が減少することとなる。例えば、以下のような行為は、不公正な取引方法に該当し違法となるおそれがある（一般指定第 10 項（抱き合わせ販売等）、第 11 項（排他条件付取引）又は第 12 項（拘束条件付取引））。</p> <p><u>(注 10)</u> 連合会が単位農協に対して、単位農協が当該生産資材を組合員に販売する価格を指示し、この価格で販売するようにさせている場合には、不公正な取引方法に該当し原則として違法となる（独占禁止法第 2 条第 9 項第 4 号（再販売価格の拘束））。</p> <p>なお、連合会が設定する希望小売価格や建値は、単位農協に対し単なる参考として示されているものである限りは、それ自体は問題となるものではない。しかし、参考価格として単に通知するだけにとどまらず、その価格を守らせるなど、連合会が単位農協の販売価格を拘束する場合には、原則として違法となる（流通・取引慣行に関する独占禁止法上の指針 第 1 部第一 1(2)）。</p> <p>① 連合会が単位農協に対して、単位農協が一部の生産資材を連合会から購入する際に、単位農協が連合会の購買事業を利用せずに購入した</p>

成 案	現 行
<p>いと考えている生産資材についても購買事業を利用させる行為 (具体的事例)</p> <p>ア 単位農協が必要とする肥料及び農薬の大部分を連合会から購入しており、また、単位農協にとって連合会からの肥料及び農薬の購入に伴って支給される奨励金が重要な収益源である場合に、連合会が、自己からの肥料及び農薬の購入率を一定割合以上と定めた上で、年間購入計画書を単位農協に提出させるとともに、単位農協に対して肥料及び農薬の購入における系統利用率に応じた累進的な奨励金を支給することにより、連合会の競争事業者と単位農協との取引が増加することを阻止すること(注13)</p> <p><u>(注13)</u> 系統利用率に応じた奨励金(占有率リベート)等の考え方については、流通・取引慣行に関する独占禁止法上の指針 第1部第三 参照</p> <p>2 連合会が単位農協に対して、正当な理由がないのに商品又は役務をその供給に要する費用を著しく下回る対価(注14)で継続して供給したり、その他不当に低い対価で供給したりすることは、連合会と競合する商系事業者の事業活動を困難にさせるおそれを生じさせることがある。例えば、以下のような行為は、不正な取引方法に該当し違法となるおそれがある(独占禁止法第2条第9項第3号又は一般指定第6項(不当廉売))。</p> <p><u>(注14)</u> ここでいう「供給に要する費用を著しく下回る対価」とは、廉売対象となった商品又は役務を供給しなければ発生しない費用(可変的性質を持つ費用)をいう(不当廉売に関する独占禁止法上の考え方 3(1))。</p> <p>① 連合会が単位農協に対して、購買事業を利用させるべく、正当な理</p>	<p>いと考えている生産資材についても購買事業を利用させる行為 (具体的事例)</p> <p>ア 単位農協が必要とする肥料及び農薬の大部分を連合会から購入しており、また、単位農協にとって連合会からの肥料及び農薬の購入に伴って支給される奨励金が重要な収益源である場合に、連合会が、自己からの肥料及び農薬の購入率を一定割合以上と定めた上で、年間購入計画書を単位農協に提出させるとともに、単位農協に対して肥料及び農薬の購入における系統利用率に応じた累進的な奨励金を支給することにより、連合会の競争事業者と単位農協との取引が増加することを阻止すること(注11)</p> <p><u>(注11)</u> 系統利用率に応じた奨励金(占有率リベート)等の考え方については、流通・取引慣行に関する独占禁止法上の指針 第1部第三 参照</p> <p>2 連合会が単位農協に対して、正当な理由がないのに商品又は役務をその供給に要する費用を著しく下回る対価(注12)で継続して供給したり、その他不当に低い対価で供給したりすることは、連合会と競合する商系事業者の事業活動を困難にさせるおそれを生じさせることがある。例えば、以下のような行為は、不正な取引方法に該当し違法となるおそれがある(独占禁止法第2条第9項第3号又は一般指定第6項(不当廉売))。</p> <p><u>(注12)</u> ここでいう「供給に要する費用を著しく下回る対価」とは、廉売対象となった商品又は役務を供給しなければ発生しない費用(可変的性質を持つ費用)をいう(不当廉売に関する独占禁止法上の考え方 3(1))。</p> <p>① 連合会が単位農協に対して、購買事業を利用させるべく、正当な理</p>

成 案	現 行
<p>由がないのに生産資材をその供給に要する費用を著しく下回る対価で継続して供給し、競合する商系事業者の事業活動を困難にさせるおそれがある行為</p> <p>(具体的事例)</p> <p>ア 連合会が単位農協向け農薬販売額の拡大を図るため、他の農薬卸売業者に先んじて農薬の予約獲得のための活動を行い、主要な単位農協との間で、農薬取扱目標額の達成を前提に販売価格等の取引条件について合意し、農薬について、仕入価格を下回る価格で単位農協に販売することにより、他の事業者の事業活動を困難にさせること</p>	<p>由がないのに生産資材をその供給に要する費用を著しく下回る対価で継続して供給し、競合する商系事業者の事業活動を困難にさせるおそれがある行為</p> <p>(具体的事例)</p> <p>ア 連合会が単位農協向け農薬販売額の拡大を図るため、他の農薬卸売業者に先んじて農薬の予約獲得のための活動を行い、主要な単位農協との間で、農薬取扱い目標額の達成を前提に販売価格等の取引条件について合意し、農薬について、仕入価格を下回る価格で単位農協に販売することにより、他の事業者の事業活動を困難にさせること</p>
<p>第4 連合会又は単位農協による仕入先に対する問題行為</p> <p>1 仕入先の事業活動に対する不当な拘束等</p> <p>(略)</p> <p>2 仕入先に対する優越的地位の濫用</p> <p>連合会又は単位農協が、取引上の地位が相手方に優越していることを利用して、正常な商慣習に照らして不当に、<u>自己と継続的な取引関係にある仕入先に対して、自己のために金銭・役務等の経済上の利益を提供させること、自己と継続的な取引関係にある仕入先に対して、自己若しくは自己の指定する事業者の販売する商品若しくは役務を購入させること、又は、その他自己と取引関係にある仕入先に不利益となるように取引を実施すること等は、</u>当該仕入先の自由かつ自主的な判断による取引を阻害するとともに、当該仕入先はその競争者との関係において競争上不利となる一方で、当該連合会又は単位農協はその競争者との関係において競争上有利となるおそれがあるものである。例えば、以下のような</p>	<p>第4 連合会又は単位農協による仕入先に対する問題行為</p> <p>1 仕入先の事業活動に対する不当な拘束等</p> <p>(略)</p> <p>2 仕入先に対する優越的地位の濫用</p> <p>連合会又は単位農協が<u>自己と継続的な取引関係にある仕入先に対し、</u>取引上の地位が相手方に優越していることを利用して、正常な商慣習に照らして不当に、自己のために金銭・役務等の<u>経済的</u>利益を提供させること、<u>又は、自己又は自己の指定する事業者の販売する商品又は役務を購入させることは、</u>当該仕入先の自由かつ自主的な判断による取引を阻害するとともに、当該仕入先はその競争者との関係において競争上不利となる一方で、当該連合会又は単位農協はその競争者との関係において競争上有利となるおそれがあるものである。例えば、以下のような行為は、<u>不公正な取引方法に該当し違法となるおそれがある(注13)</u></p> <p>(独占禁止法第2条第9項第5号(優越的地位の濫用))。</p>

成 案	現 行
<p>行為は、不正な取引方法に該当し違法となるおそれがある（注15） （独占禁止法第2条第9項第5号（優越的地位の濫用））。</p> <p>（注15）前記第2の3（注10）に同じ。</p> <p>① 連合会又は単位農協が自己と継続的な取引関係にある仕入先に対して、取引上の地位が相手方に優越していることを利用して、自己のために金銭等の<u>経済上の</u>利益の提供を要請する行為 （具体的事例）</p> <p>ア 連合会を經由して青果物用段ボール箱を購入している単位農協が、青果物用段ボール箱の購入を系統ルートから商系ルートに変更することを防止する対策を行うために要する金員を、連合会が指定製造業者に提供させること</p> <p>イ 連合会又は単位農協が生産資材の仕入先からの派遣従業員に梱卸や内部事務処理等、仕入先との取引内容に直接関係ない仕事をさせること</p> <p>② 連合会又は単位農協が自己と継続的な取引関係にある仕入先に対して、取引上の地位が相手方に優越していることを利用して、自己又は自己の指定する事業者の販売する商品又は役務を購入させる行為 （具体的事例）</p> <p>ア 連合会が契約先の段ボール箱製造業者に対し自己から原材料の段ボール原紙を全量購入することを強制し、連合会以外の製造業者から原紙を調達した場合には、事後的に同量の原材料を自己から購入させること</p>	<p>（注13）<u>優越的地位の濫用</u>として問題となるかどうかは、取引当事者間に取引上の地位の優劣があるか否か、取引上優越した地位にある事業者が当該地位を利用して正常な商慣習に照らして不当に不利益を与えているか否かを踏まえて個別具体的に判断される。</p> <p>① 連合会又は単位農協が自己と継続的な取引関係にある仕入先に対して、取引上の地位が相手方に優越していることを利用して、自己のために金銭等の<u>経済的</u>利益の提供を要請する行為 （具体的事例）</p> <p>ア 連合会を經由して青果物用段ボール箱を購入している単位農協が、青果物用段ボール箱の購入を系統ルートから商系ルートに変更することを防止する対策を行うために要する金員を、連合会が指定製造業者に提供させること</p> <p>イ 連合会又は単位農協が生産資材の仕入先からの派遣従業員に梱卸や内部事務処理等、仕入先との取引内容に直接関係ない仕事をさせること</p> <p>② 連合会又は単位農協が自己と継続的な取引関係にある仕入先に対して、取引上の地位が相手方に優越していることを利用して、自己又は自己の指定する事業者の販売する商品又は役務を購入させる行為 （具体的事例）</p> <p>ア 連合会が契約先の段ボール箱製造業者に対し自己から原材料の段ボール原紙を全量購入することを強制し、連合会以外の製造業者から原紙を調達した場合には、事後的に同量の原材料を自己から購入させること</p>
<p>第5 連合会又は単位農協による販売先に対する問題行為</p> <p>1 単位農協の販売先の事業活動に対する不当な拘束</p>	<p>第5 連合会又は単位農協による販売先に対する問題行為</p> <p>1 単位農協の販売先の事業活動に対する不当な拘束</p>

成 案	現 行
<p>(略)</p> <p>2 連合会の販売先に対する販売価格の拘束</p> <p>(略)</p>	<p>(略)</p> <p>2 連合会の販売先に対する販売価格の拘束</p> <p>(略)</p>